

福岡県公報

平成29年8月1日
第3914号

目次

告示(第519号)

○災害救助法による救助の開始 (福祉総務課) …………… 1

公告

○都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 1

○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 2

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3

○福岡県都市計画審議会の開催 (都市計画課) …………… 3

○意見募集の結果の公示 (情報政策課) …………… 4

○県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) …………… 4

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (県警本部生活保安課) …………… 4

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (県警本部生活保安課) …………… 5

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(県警本部生活保安課) …………… 5

再掲

○家畜伝染病の発生 (畜産課) …………… 6

告示

福岡県告示第519号

平成29年7月5日から大雨による災害に関し、同日から朝倉市、朝倉郡東峰村及び田川郡添田町の区域において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定による救助を開始したので、福岡県災害救助法施行細則(昭和40年福岡県規則第44号)第3条の規定により告示する。

平成29年8月1日

福岡県知事 小川 洋

公告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則(昭和45年福岡県規則第43号)第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成29年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡広域都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 筑紫野市に係るもの

ア 日時

平成29年8月24日(木曜日) 午前10時00分から正午まで

イ 場所

筑紫野市役所第1別館2階第5会議室(筑紫野市二日市西一丁目1番1号)

(2) 志免町に係るもの

ア 日時

平成29年8月25日(金曜日) 午前10時00分から正午まで

イ 場所

志免町役場2階第2会議室(志免町志免中央一丁目1番1号)

(3) 上記以外の地域(春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川町、篠栗町、新宮町、久山町及び粕屋町)に係るもの

ア 日時

平成29年8月23日（水曜日） 午前10時00分から正午まで

イ 場所

福岡県吉塚合同庁舎 4階401会議室（福岡市博多区吉塚本町13番50号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡広域都市計画区域区分の変更の案の概要

(2)の場所において閲覧に供する計画書及び計画図表示のとおり。

(2) 閲覧

平成29年8月1日（火曜日）から同月15日（火曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課、筑紫野市建設部都市計画課及び志免町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成29年8月15日（火曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の(2)の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東

公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成29年8月1日から同月15日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成29年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

久留米市城島町青木島、城島町芦塚、城島町浮島、城島町内野、城島町江上、城島町江上上、城島町江上本、城島町江島、城島町大依、城島町上青木、城島町下青木、城島町下田、城島町城島、城島町四郎丸、城島町檜津、城島町西青木、城島町浜、城島町原中牟田、城島町六町原、田主丸町秋成、田主丸町朝森、田主丸町石垣、田主丸町以真恵、田主丸町恵利、田主丸町上原、田主丸町志塚島、田主丸町菅原、田主丸町鷹取、田主丸町竹野、田主丸町田主丸、田主丸町地徳、田主丸町常盤、田主丸町豊城、田主丸町中尾、田主丸町長栖、田主丸町野田、田主丸町殖木、田主丸町船越、田主丸町牧、田主丸町益生田、田主丸町森部、田主丸町八幡及び田主丸町吉本の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

久留米市都市建設部都市計画課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成29年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市青柳字馬渡791番1、792番1、793番、794番1、795番1、795番2の一部、796番5、798番1、801番及び803番から811番まで並びに青柳町字馬渡590番4、592番1、593番3、593番6及び593番8並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都品川区南大井六丁目26番1号大森ベルポートA館
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 成松 幸男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字尾倉字小源寺3995番10から3995番40まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉南区葛原一丁目5番9号
有限会社 佐野商
代表取締役 佐野 正治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字大塚4740番1及び4740番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市光が丘五丁目14番地1
早田政介、早田佐和子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市二森字上栄尾263番8から263番18まで、264番9及び273番14から273番16まで並びに字下栄尾287番7から287番17まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小郡601番地の18
三栄ホーム株式会社
代表取締役 福田 周平

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第230回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成29年8月1日

福岡県知事 小川 洋

1 日時

平成29年8月28日 午前10時30分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番55号

博多サンヒルズホテル 瑞雲の間

3 予定議案

福岡広域都市計画の区域区分の変更（福岡県決定）について
北九州広域都市計画の区域区分の変更（福岡県決定）について
久留米小郡都市計画の区域区分の変更（福岡県決定）について
大牟田都市計画の区域区分の変更（福岡県決定）について
北九州広域都市計画臨港地区の変更（福岡県決定）について
京築広域景観計画の変更（福岡県策定）について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となる可能性がある。

公告

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成29年3月25日から平成29年4月23日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成29年7月14日に公布しました。

平成29年8月1日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

企画・地域振興部情報政策課番号制度推進班

電話：092-643-3197

メールアドレス：bangoseido@pref.fukuoka.lg.jp

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成29年8月1日

福岡県知事 小川 洋

| 県営土地改良事業の名称 | 工事を完了した時期 |
|-------------------|------------|
| 農業用排水施設整備事業（北野地区） | 平成25年3月8日 |
| 農道整備事業（北野地区） | 平成27年4月13日 |

公安委員会

福岡県公安委員会告示第216号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年8月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成29年9月23日（土） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

| 時間 | 科目 |
|------------------|----------------------------------------|
| 午前10時00分～午後3時30分 | 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い |
| 午後3時30分～午後4時30分 | 講習結果に対する考査 |
| 午後4時30分～午後5時00分 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第217号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年8月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

| 日 時 | 場 所 | 開催警察署 |
|----------------------------------|---------------------------------|--------|
| 平成29年9月8日（金） 午後1時30分～午後4時30分 | 北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号 八幡東警察署 会議室 | 八幡東警察署 |
| 平成29年9月18日（月） 午後1時30分～午後4時30分 | 福岡県八女市本町602番地1 おりなす八女 交流室 | 八女警察署 |
| 平成29年9月28日（木） 午後1時30分～午後4時30分 | 福岡市南区塩原二丁目3番1号 南警察署 会議室 | 南警察署 |

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第218号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成29年8月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--------|--------|
| 平成29年10月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 各日18名 |
| 平成29年10月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | | | |
| 平成29年10月19日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | | | |

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------------|--------|
| 平成29年10月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場 | 大口徑 ライフル射撃 | 15名 |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警

- 察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
 - (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
 - (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
 - (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
 - (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
 - (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
 - (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
 - (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第495号の2

家畜伝染病が発生したので家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年7月19日

福岡県知事 小 川 洋

| 家畜伝染病の種類 | 家畜名 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 頭数 | 発生の場所 | 発生年月日 |
|----------|-----|-------------|----|-------|------------|
| ヨーネ病 | 牛 | 患 畜 | 1頭 | 太宰府市 | 平成29年7月14日 |
| | | 疑似患畜 | | | |